



わかやま移住定住大作戦!

～若年移住者暮らし奨励金等 受付開始～

県では、過疎化・高齢化の進んだ地域活力の維持を図ることを主な目的として、県外の都市住民を対象に、あらゆる施策を総動員し、「わかやま移住定住大作戦」を展開しています。

この度、その中核となる「若年移住者暮らし奨励金」、「移住希望者滞在費補助金」及び「空き家流動化対策事業補助金」の受付を、6月1日より開始します。

1. 暮らし・しごとを支援

【新規】「若年移住者暮らし奨励金」 1世帯につき最大250万円!

経済的負担を伴う移住直後の不安を払拭するため、生活費の一部を支援

対象：40歳未満の世帯主

〔主な条件〕

- ① 世帯全員が県外から移住推進市町村（地域）へ移住していること
- ② 10年以上定住する意志があること（返還規定有）
- ③ H27.4.1～H28.1.31までの移住であること
- ④ 1名以上の連帯保証人を置くこと
- ⑤ 原則として移住を理由に退職し、求職中の者等（その他条件も有り）

〔交付額〕世帯要件による

- ・250万円（中学生以下の子がいる世帯）
- ・150万円（夫婦2人のみ世帯など）
- ・50万円（単身世帯など）

【既存】移住者起業補助金（最大100万円/件）

【既存】移住者農林水産就業補助金（50万円/件）



2. 現地訪問を支援

【新規】「移住希望者滞在費補助金」 現地訪問の際の宿泊費を1/2助成

対象：移住目的で現地訪問し、宿泊する世帯

1泊につき¥2,500/ひとり ×2人×2泊（最大1万円）

3. 空き家の利活用を支援

【新規】「空き家流動化対策事業補助金」 空き家のお片付け費用に10万円

対象：空き家所有者（移住者との賃貸借契約締結物件）

【既存】空き家改修補助（80万円/軒）

※事業対象地域：移住推進市町村（17市町村）27.5.26時点

紀美野町、かつらぎ町（天野・新城・四郷地域）、九度山町、高野町、湯浅町、広川町（津木地域）、有田川町（安諦地域）由良町、日高川町、田辺市（旧田辺市街地を除く）、白浜町（日置川地域）すさみ町、新宮市（熊野川町）、那智勝浦町（色川地域）、古座川町、北山村、串本町

担当	過疎対策課 柏木・船富
電話	073-441-2930